

同性カップルと「パートナーと家族になるための法制度」（「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟）

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 30 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 3465 号

【事 件 名】 国家賠償請求事件（「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟事件）

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条 1 項、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条 1 号、憲法 13 条・14 条・24 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25593967

京都産業大学教授 渡邊泰彦

事実の概要

同性の者との婚姻を希望する原告 X らは、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定が憲法 14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項に違反しているから、国会は民法及び戸籍法の諸規定が定める婚姻を同性間でも可能とする立法措置を講ずる義務があるにもかかわらず、これを講じていないことが国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると主張して、慰謝料及び遅延損害金の支払いを求めた。

判決の要旨

「現在、同性愛者には、パートナーと家族になることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている。家族を持たないという選択をすることも当該個人の自由であることは当然であるが、特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であることができる。」

「本件諸規定を含む現行法上、同性間の人的結合関係について、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けるための制度（以下「パートナーと家族になるための法制度」という。）が設けられていないことについて、個人の尊厳に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超

えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否か、本件諸規定の憲法 24 条 2 項適合性について検討する。」

「上記のような制度を構築することは、その同性間の人的結合関係を強め、その中で養育される子も含めた共同生活の安定に資するものであり、これは、社会的基盤を強化させ、異性愛者も含めた社会全体の安定につながるものということもできる。」

「他方で、同性間において、パートナーと家族になるための法制度をどのように構築するかという点については、原告らが主張するように現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める方法のほか、諸外国で導入されている制度（前記認定事実（3）ア）のように、現行の婚姻制度とは別に同性間でも利用可能な婚姻に類する制度を構築し、そのパートナーには婚姻における配偶者と同様の法的保護を与えることも考えられる。」

「以上の点を総合的に考慮すると、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にあるということができる。しかしながら、そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない（現行の婚姻制度とは一部異なる制度を同性間の人的結合関係へ適用する制度とする方法や、同性間でも利用可能な婚姻に類する

制度を別途構築する方法を採ること等も可能である。）ことからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法 24 条 2 項に違反すると断ずることはできない。」

判例の解説

一 本判決の位置づけ

全国 5 か所で提起されている「結婚の自由をすべての人に」訴訟のうち 3 番目に下された、東京第一次訴訟の判決である。本判決では、同性間の婚姻を認めていない民法と戸籍法の規定が憲法 24 条 2 項に違反すると断ずることはできないという結論であるが、「憲法 24 条 2 項に違反する状態にあるということが出来る。」と述べた点で特徴がある。

憲法 14 条 1 項違反とした札幌地判令 3・3・17（判時 2487 号 3 頁、LEX/DB25568979）に続き、違憲状態を認めた 2 つめの判決となる。合憲とした大阪地判令 4・6・20（判時 2537 号 40 頁、LEX/DB25592785）と同様に憲法 24 条 2 項を中心に論じながら、異なる結論を導いた点でも重要である。

そして、「パートナーと家族になるための法制度」が存在しないことを理由に違憲状態にあるとし、同性カップルと養育される子を含めた家族を明示的に認めた点にも意義がある。この「パートナーと家族になるための法制度」とは婚姻を含むものの、本判決は、婚姻とは異なる制度を推すような立場であるため、現行の規定を憲法 24 条 2 項違反とまでは判断しなかったと考えられる。

二 3 判決の共通点

「結婚の自由をすべての人に」訴訟の 3 つの判決とも、同性間の婚姻を認めていないことが憲法に違反しないという点、そして同性カップルのための法制度について立法の検討を求める点で一致している。

1 憲法における同性間の婚姻

まず、札幌判決と大阪判決は、包括的な人権規定である憲法 13 条によって、同性婚を含む同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解するのは困難であることを述べている。それに対して、本判決は、憲法 13 条については触れていない。

次に、3 つの判決とも、憲法 24 条 1 項にいう「婚

姻」が異性間の婚姻のみを定めていると理解している。本判決は、自然生殖の可能性がない同性カップルについて、「その人的結合関係に対して一定の法的保護を与えることを超えて、本件諸規定が対象としている異性間の婚姻と同じ『婚姻』と捉えるべきとの社会通念や社会的な承認が生じているか否かについては、更なる慎重な検討を要する」と述べる。

しかし、3 つの判決とも憲法 24 条 1 項が同性間の婚姻を禁止しているとは考えていない。本判決も、憲法 24 条 2 項の検討においてであるが「憲法 24 条は、本件諸規定が定める婚姻を同性間にも認める立法をすること、又は同性間の人的結合関係について婚姻に類する制度を法律により構築することなどを禁止するものではなく、……その内容が個人の尊厳と両性の本質的平等に反し立法府に与えられた裁量権の範囲を逸脱するものでない限り、憲法 24 条に違反するものではない」と述べる。

2 立法での検討

同性カップルについて、婚姻に限らず、その他の制度を含めて検討することを立法に委ねている点でも、3 つの判決は共通する。

札幌判決は「どのような制度を採用するかは、……国会に与えられた合理的な立法裁量に委ねられている」とし、大阪判決は「どのような制度が適切であるかについては、……民主的過程において決められるべきもの」と述べていた。本判決も、「第一次的には立法府の立法裁量に委ねられている」と述べる。

三 3 判決の比較¹⁾

1 キーワード

札幌、大阪、東京第一次の判決は、同性カップルのどのような利益を重視したかを端的に表すキーワードに違いがあると思われる。

札幌判決では「婚姻によって生じる法的効果の享受」に関する異性と同性のカップルの間での区別取扱いである。

大阪判決では、「公認に係る利益」である。これは、人的結合関係が公的承認を受け、公証されることにより、社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができることについての利益とされる。

そして、本判決では、「パートナーと家族にな

るための法制度」となる。これは、同性間の人的結合関係について、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けるための制度と説明されている。

2 中心となる憲法の規定

札幌判決は、前記区別取扱いが差別的取扱いであるとして、現行法が憲法 14 条 1 項に違反すると判断した。

これに対して、大阪判決は、「同性カップルの公認に係る利益の実現のためにどのような制度が適切であるかの議論も尽くされていない現段階で、直ちに本件諸規定が個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くと認めることはできない」として、現行法が憲法 24 条 2 項に違反しないと判断した。

本判決は、大阪判決と同様に憲法 24 条 2 項を中心としながら、「同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にある」と判断した。

3 同性カップルと生殖

子を産み育てる家族という点で、自然生殖の可能性の有無から異性カップルと同性カップルとの違いをどのように捉えるのかにも 3 つの判決で違いがみられる。

札幌判決は、「同性間であるがゆえに必然的に異性間の婚姻や家族に関する制度と全く同じ制度とはならない（全く同じ制度にはできない）」、「同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分関係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある部分もある」と述べる。おそらく、子を産むという面での違いを想定しており、養育（育てる）での違いは取り上げていない。

大阪判決は、民法及び戸籍法の規定が異性間の婚姻のみを対象としているのは、「男女が共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の機能を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨による」と述べる。そのため、異性カップルと同性カップルの違いに子の養育も含めっていると解することもできる。

これに対して、本判決は、子を育てるという面

では「親密な人的結合関係を築き、パートナーと共同生活を送り、場合によっては子供を養育するなどして、社会の一員として生活しており、その実態は、男女の夫婦と変わるところがないのであって、パートナーと法的に家族となることは、その人格的生存にとって極めて重要な意義を有する」と述べる。子を産むという面について、自然生殖のない同性カップルについて「異性間の婚姻と同じ『婚姻』と捉えるべきとの社会通念や社会的な承認が生じているか否かについては、更なる慎重な検討を要する」とするが、女性の同性カップルが生殖補助医療を受けることなどにより出産することが可能であることも指摘している。

四 パートナーと家族になるための法制度

1 対象の範囲

本判決は、憲法 24 条 2 項から「パートナーと家族になるための法制度」が必要であり、その制度として婚姻を排除しないが、婚姻に限られるのではないとする。外国で導入されている婚姻に類する制度（登録パートナーシップ）²⁾ について、「婚姻についての伝統的な価値観とも両立し得る」と評価している。また、同性カップルのパートナー双方だけではなく、その家族において生活する子の養育に関する規定も含まれる。

憲法 24 条 2 項から個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する制度であれば、その内容については広く立法の裁量に委ねられる。これは、札幌判決のように憲法 14 条 1 項から同性カップルのための制度を導き出す場合とは大きく異なる。なぜならば、憲法 14 条 1 項に基づくとすれば、婚姻と同様の効果を有する制度でなければ差別取扱いとなりうるため、立法の裁量の範囲が狭くなるからである³⁾。

2 制度の選択

立法の裁量を広く認めるとしても、本判決によると「家族としての法的保護を受け、社会的公証を受ける」ための制度でなければならない。一方で、地方自治体のパートナーシップ証明制度は、社会的公証とはなっても、法的保護を与えるものではないため、対象外となる。他方で、現行制度の利用では実現困難な事項を可能とし、一定の効果については事前に契約を行う必要がないようにする制度が求められる。

どのような法的保護が考えられるのかについ

て、同性カップルの法的処遇に関する研究会による「同性カップルの法的処遇に関する論点整理」⁴⁾では、個々の法効果に即した処遇の可能性と婚姻の拡張による処遇の可能性という2つの方向から検討している⁵⁾。この論点整理は、同性カップルの法的処遇・法制度について幅広い立場からの議論を可能とするだろう⁶⁾。

いくつもの選択肢がある中で、本判決は、「国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、また、子の福祉等にも配慮した上で、立法府において十分に議論、検討がされるべき」と述べている。そして、現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限らず、現行の婚姻制度とは一部異なる制度を同性間の人的結合関係へ適用する制度、同性間でも利用可能な婚姻に類する制度をあげる。同性間の婚姻を導入した国においても、その導入過程は様々であることも指摘する⁷⁾。

親子関係については、嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等の点について、「子の福祉や生命倫理の観点からの検討、他の制度との整合性の検討等を行うことが不可避」とする。

五 おわりに

本判決でも、司法が同性間の婚姻を導入するのではなく、同性間の婚姻も選択肢に含めた議論を立法府に委ねている。そのために、憲法24条1項の婚姻を異性間の婚姻に限定することで、現行法が違憲であるという結論に導くことを回避したと考えられる⁸⁾。

憲法24条2項に関して違憲とする本判決は、「パートナーと家族となるための法制度」という表現により、幅広い立場から議論をする場を設定する。しかし、婚姻よりも効果が制限された同性カップル独自の制度を憲法24条2項に基づいて実際に立法したとしても、婚姻の効果の一部を同性カップルに認めないならば本質的平等という点からは問題といえよう。もし、婚姻とは異なる「パートナーと家族となるための法制度」を導入するならば、同性間の婚姻の代替・前段階としてだけではなく⁹⁾、異性カップルの利用も視野に入れて検討する必要がある。

また、本判決が同性カップルの家族における子の養育について明言し、さらに女性カップルにお

ける生殖補助医療での出産について触れたことが、今後の議論にどのような影響を及ぼすのかは興味深い。

●——注

- 1) 本判決については、春山習「同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定の合憲性」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-012132280 (Web 版 2023 年 1 月 27 日掲載) がある。3 つの判決を比較検討するものとして、松原俊介「同性婚姻問題からみる平等の救済方法」法セ 818 号 (2023 年) 18 頁がある。札幌地判令 3・3・17 については、すでに多くの評釈などが公表されている。札幌判決と大阪判決を対象とするものとして、「特集 1 『結婚の自由をすべての人に』訴訟を考える」ジェンダー法研究 9 号 (2022 年) は、原告当事者の思い、原告代理人、憲法及び民法の研究者からの検討、台湾法との比較が掲載されている。
- 2) パートナーシップ宣誓などを「登録パートナーシップ」と呼び、外国における登録パートナーシップ制度 (registered partnership) の一種と捉えることはできない。法的効果の有無により、両者は区別されねばならない。
- 3) 立法で検討される余地は、嫡出推定の規定を同性間の婚姻に適用するののかという点に絞られる。
- 4) ジュリ 1578 号 (2022 年) 106 頁。論点整理のほか、「同性カップルの法定処遇 (1)——論点整理のために」ジュリ 1577 号 (2022 年) 75 頁、「同 (2)」1578 号 (2022 年) 98 頁以下で、ドイツ、イギリス、フランス、台湾、日本の状況を紹介している。
- 5) 「立法論的な検討のための基礎作業として行ったものであり、何か特定の立場にコミットするものではない」と位置づけられている。大村敦志「はじめに——特集にあたって」ジュリ 1577 号 (2022 年) 76 頁。
- 6) 大島梨沙「『同性婚』に付与されるべき法的効果とは何か」法教 502 号 (2022 年) 22 頁は、札幌判決を出発点に「婚姻によって生じる法的効果」の内容を具体的に検討している。
- 7) 同性間の婚姻の導入に先行して登録パートナーシップ制度を導入した国が多いことも指摘している。
- 8) 民法上の婚姻に同性カップルを含む立法がなされると、憲法 24 条 1 項が対象とする異性間の婚姻、同条 2 項の対象となる同性間の婚姻という 2 種の婚姻が存在することになる。
- 9) 世界的に同性間の婚姻が広がる現在において、婚姻への過渡的な制度として登録パートナーシップを認める意義があるのかは疑問である。渡邉泰彦「婚姻から生じる法的効果の享受＝同性婚? (結婚の自由をすべての人に北海道訴訟事件第一審判決)」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 29 号 (2021 年) 103 頁。

* 本研究は、JSPS 科研費 JP18K01375 の助成を受けたものです。